



2017年9月21日

各位

会社名 株式会社メディopalホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 渡辺 秀一  
(コード番号 7459 東証1部)  
問合せ先 取締役管理本部長 左近 祐史  
(TEL. (03) 3517-5171)

## 2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の 発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2017年9月21日開催の取締役会において決議いたしました2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行に関し、下記のとおり、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともにお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権に関する事項

- (1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本社債の額面金額と同額とする。  
(2) 転換価額 2,307円

(参考)

発行条件決定日（2017年9月21日）における株価等の状況

- イ. 東京証券取引所における株価（終値） 1,922円  
ロ. アップ率  $[\{(転換価額) / (株価(終値)) - 1\} \times 100]$  20.03%

#### 2. 社債に関する事項

- (1) 社債の払込金額 本社債の額面金額の102.5%  
(各本社債の額面金額1,000万円)  
(2) 新株予約権付社債の募集価格（発行価格） 本社債の額面金額の105.0%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

## 1. 本新株予約権付社債の概要

### (1) 社債の総額

300億円および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

### (2) 発行決議日

2017年9月21日

### (3) 新株予約権の割当日および社債の払込期日

2017年10月10日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

### (4) 新株予約権を行使することができる期間

2017年10月24日から2022年9月23日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、2022年9月23日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得期日の14日前の日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における本社債の募集又は販売は行われません。

(5) 償還期限

2022年10月7日

(6) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、2017年8月31日現在の発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する潜在株式数の比率は5.74%になる見込みです。潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近（2017年8月31日現在）の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数値であります。

※詳細は、2017年9月21日付当社プレスリリース「2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金307億2,300万円の使途は以下を予定しております。

①2018年3月末までに約212億円を、2017年9月21日に公表したJCRファーマ株式会社株式の取得資金に充当いたします。

②手取金総額から上記①を差し引いた金額を、2017年9月22日に行われる予定の取得価額の総額の上限を100億円とする自己株式取得の資金として充当いたします。  
なお、自己株式の取得は2017年9月22日のみを予定しているため、買付金額の総額が上記の金額に達しない可能性があります。

③手取金総額から上記①および②の合計額を差し引いて残額が生じた場合には、2020年3月末までに、システム投資資金に充当いたします。

また、自己株式取得に関しましては、当社は、本新株予約権付社債の発行決議と同日に、2017年9月22日を取得日として取得価額の総額の上限を100億円とする自己株式取得枠の設定を決議しております。なお、自己株式の取得は本新株予約権付社債の払込期日以前に行われるため、本新株予約権付社債の発行による手取金の一部は当該自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当いたします。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。